

G 7 内務・安全担当大臣コミュニケ
2023年12月10日 於：茨城県水戸市

I. 前文

1. 我々、G 7 内務・安全担当大臣は、内務担当欧州委員及び国際刑事警察機構事務総長と共に、2023年12月8日から10日にかけて茨城県水戸市で会合した。また、ウクライナの内務大臣の参加も得た。我々は、我々の安全と治安に対する国際的な課題を議論し、我々の社会及び価値に対する脅威との闘いへのコミットメントを新たにするために集まった。
2. 我々は、特に世界の治安状況が厳しさを増す中で、自由、民主主義、法の支配並びにジェンダー平等及び人権の尊重を含む共通の原則及び価値を指針として、直面する現在の課題に対処するため、これまで以上に結束する。
3. 我々は、一連の共通の課題に対する取組を強化し、我々の国民により安全で、より安心で、そしてより良い未来を提供するためにパートナーと共に取り組むことを引き続き決意する。
4. 我々は、我々が共有する価値に基づいて現在の、及び新たな課題に対処するための共通の議題を設定した、2017年以降のG 7 内務・安全担当大臣会合のこれまでのコミットメントを基礎とする。
5. 我々は、2023年の議長国である日本の下で、G 7 ローマ・リヨン・グループ（RLG）による、テロリズム及び暴力的過激主義を防止し、組織犯罪に対抗するための継続的な取組及び協力の強化を歓迎する。

II. ウクライナとの継続的な連帯及び支援

6. ウクライナの独立、主権及び領土一体性のための戦いを支援することに対する我々の確固たるコミットメントは決して揺らぐことはない。我々は可能な限り最も強い言葉で、ロシアのウクライナに対する違法で、不当で、いわれのない侵略戦争を改めて非難する。G 7 広島首脳コミュニケを想起しつつ、我々は、包括的で公正かつ永続的な平和をもたらすために必要とされる限りの我々の揺るぎないウクライナへの支持を再確認する。
7. 我々は、ロシアによる戦争の文脈におけるあらゆる種類の犯罪を非難する。ロシアによる不法な殺害、性的暴力及び拷問を含む戦争犯罪及びその他の残虐行為に対する不処罰は認められてはならない。この文脈で、我々は、ウクライナ当局並びに国際刑事裁判所（ICC）及び欧州司法機構におけるウクライナに対する侵略犯罪の訴追のための国際センター（ICPA）のような国際的なメカニズムの取組を支援することによるものを含め、責任を有する者の責任を国際法と整合的な形で追及するとの我々のコミットメントを改めて表明する。我々は、ロシア等への子供を含む

ウクライナの民間人の不法な追放及び移送を強く非難し、この観点から、I C C の捜査の進展を最大限の注意を持って引き続き注視し、高まる人身取引のリスクに直面する者を含む全ての子供の即時かつ安全な帰還を求め続ける。我々は、国際犯罪に責任を有する者がその責任を負うことを確保するため、欧州刑事警察機構及び欧州司法機構による支援を受けた国際的及び国内当局間の緊密な協力の必要性を改めて表明する。

8. 我々は、ウクライナ国民に対するロシアによる戦争の影響への対抗を迫るウクライナと共にある。我々は、ウクライナ内務大臣イーホル・クリメンコ閣下の参加に感謝する。我々は、ウクライナの現地における状況、及び短期及び長期の双方においてウクライナの法執行当局が多様な脅威に直面する上でのニーズを含む幅広い議題について議論した。我々は、ウクライナの人々及び主権を保護するために、全ての利用可能な措置を講ずるため、能力構築措置、訓練及び緊急に必要な装備の提供を通じたウクライナ当局への支援にコミットする。我々は、腐敗対策を含むウクライナの意欲的な改革を認識するとともにG7司法大臣の「ウクライナ汚職対策タスクフォース」の発足を歓迎し、また、腐敗対策に関連した支援を提供する場合、タスクフォースとの相乗効果を追求する。
9. 我々は、我々の管轄下にあるロシア、ロシアの団体及び戦争に加担した個人が有する資産を隠し、恩恵を受ける能力を彼らに与えないことを決意している。我々は、外務、財務及び刑事司法のカウンターパートと連携して、EU凍結及び差押えタスクフォース、また、タスクフォース・クレプトキャプチャーと合わせて、ロシアに対する我々の制限的措置の有効性を高めるために、ロシアの支配層、代理勢力、オリガルヒ（REPO）タスクフォースを通じて取組を続ける。我々は、それぞれの法制度と整合的に、ロシア自身がウクライナにもたらした損害に対し支払いを行うまで、我々の管轄下にあるロシアの国家が有する資産を、引き続き動かさないようにしておくことと表明した、2023年11月8日付けG7外相声明に加えて、2023年2月24日付けG7首脳声明、2023年5月19日付けウクライナに関するG7首脳声明、及び2023年12月6日付けG7首脳声明を想起し、再確認する。我々は、ロシアが違法で、不当で、いわれのない侵略戦争を遂行する能力を更に損なうために、制裁及びその他の経済的措置を講じ、実施する我々の揺るぎない決意を改めて表明する。我々は、我々の制裁措置を回避し、損なおうとする試みに対処することに引き続きコミットする。

III. あらゆる形態のテロリズム及び暴力的過激主義

10. 我々は、2023年10月7日に始まったイスラエル各地に対するハマス他による恐ろしいテロ攻撃を断固非難した、2023年12月6日付けG7首脳宣言を改めて表明、強調し、また、前提条件なしに、残る全ての人質の即時解放を求める。現下の中東情勢は、世界の治安に脅威をもたらし、我々の社会に直接的な影響を及ぼすのみならず、人道上の懸念を生じさせている。イスラエルが殺人、人質拘束、性的暴力、及び子供への攻撃を含む衝撃的な出来事の再発を防ごうとする中、我々は、国際法に従ってハマスから自国及び自国民を守るイスラエルの権利を強調する。ハマスは、パレ

スチナの人々に対し、苦難以外に何ももたらさず、これらの人々及び地域にとってのより良い未来への障害である。我々は、ハマスを孤立させるための我々の取組において連携し続け、ハマスがイスラエルを脅かすことができないようにすることを確保する。我々はまた、ガザのパレスチナへの壊滅的な影響を深く懸念する。地域の関係者は、不安定化させる行動を停止しなければならない。我々は、西岸の安全と安定を損ない、永続的な平和への見通しを脅かすパレスチナ人に対する過激派の入植者による暴力の増加を非難する。罪を犯した者は、責任を負わなければならない。

11. 我々は、紛争の開始以降、世界各地の憎しみに満ちた言論及び行為の増加への深い懸念を表明し、反ユダヤ主義、反イスラム憎悪、及び人種、宗教、信条に基づくいかなる形態の差別をも全面的に拒絶する。それは治安及び社会的一体性を乱し、とりわけユダヤ、イスラム教徒、及びアラブの人々を脅かす。我々、G7内務・安全担当大臣及び内務担当欧州委員は、予防及び教育措置、並びに適切な場合には、我々の治安当局による決定的な行動を含むあらゆる可能な行動をとることにより、反ユダヤ主義、反イスラム憎悪、及びいかなる形態の差別、並びに我々の社会の各地で報告されている暴力的過激主義者により扇動された行為からこれらの人々を守るため、決定的かつ共同して行動することに対する我々の確固たるコミットメントを強調する。
12. 世界は、様々な暴力的過激主義的思想を支持し、あらゆる動機に基づく現地、地域及び世界の動向に触発されたテロリスト、暴力的過激主義集団及びローン・アクターによる攻撃に引き続き苦しんでいる。この観点から、我々は、G7メンバー間の共同の取組を通じ、オンライン及びオフラインの双方において国内及び国際レベルで、あらゆる形態のテロ及び暴力的過激主義を抑止し、対抗するという我々の強い決意を再確認する。我々は、テロ及び暴力的過激主義に対抗するための共同の取組の重要性を改めて表明し、我々の取組が徹底的で、適切、かつ効果的であることを確保するため、国内及び国際レベルで引き続き連携していく。我々はまた、我々の対応が全ての者にとって人権及び基本的自由を尊重することを確保する。我々は、脅威を防止し、対抗し、リスクをもたらす者を特定し、また、人々、特にリスクの高いコミュニティーを暴力行為から守るための我々の能力を引き続き強化していく。我々は、共同の行動を取るためにRLGのようなG7の枠組みを活用した、共同の防止に係る取組の必要性を引き続き強調する。
13. テロリスト及び暴力的過激主義者は、テロ及び暴力的過激主義を含む違法及び有害なコンテンツを拡散し、テロ及び暴力的過激主義活動の資金を調達し、彼らの主義へと個人を勧誘し、暴力への過激化を促し、物理的攻撃及びオンライン攻撃の双方を扇動するために、インターネットを利用する。我々は改めて、首脳らと共に、オンライン上のテロ及び暴力的過激主義コンテンツの拡散に対する取組を強化するよう民間部門に要請する。我々は、テロ対策のためのグローバル・インターネット・フォーラム（G I F C T）との協力を再確認し、より広い範囲のテクノロジー企業を含めるため、G I F C Tメンバーを拡大すること、並びにテック・アゲインスト・テロリズムと連携して、小規模プラットフォームがテロ及び暴力的過激主義コンテ

ンツを特定し、対処する支援をすることの重要性を強調する。我々はまた、オンライン上のテロ及び暴力的過激主義コンテンツの撲滅に関するクライストチャーチ・コールへの支持を改めて表明するとともに、2019年5月の採択以来の成果を歓迎する。我々は、クライストチャーチのコミットメントに沿って、オンライン上のテロ及び暴力的過激主義コンテンツに対処することを優先するとのコミットメントを新たにし、テロ及び暴力的過激主義コンテンツ、特に2023年10月7日以降のオンライン上の反ユダヤ主義及び反イスラム憎悪の増加への対処を強化するようG I F C T及び加盟企業に呼び掛ける。

14. 我々は、テロ及び暴力的過激主義の脅威に対して強靱な社会を創るため、法執行機関を含む政府及びそれらが奉仕するコミュニティとの間で信頼を構築し、維持することの重要性を強調する。この意味で、民主主義、法の支配及びグッドガバナンスは、政治的、社会的及び他の不満に対処するための効果的かつ非暴力的な手段を醸成する上で不可欠である。我々は、あらゆる形態のテロ及び暴力的過激主義並びにそれらの資金獲得活動を防止し、対処するため、市民社会を含む全ての関係者と協働するとの我々の強いコミットメントを改めて表明する。これには、国際刑事警察機構等のプラットフォームを通じた情報の共有及び審査によって既知のテロリストの越境移動に対処すること、我々のツール及び政策が最も脆弱な立場にある人々を守りつつ、現下の脅威情勢に対応することに適合していることを確保することが含まれる。

IV. 経済安全保障の確保

15. 2023年5月20日付け経済的強靱性及び経済安全保障に関するG 7首脳声明、及び2023年4月18日付けG 7外相コミュニケを、他の閣僚トラックからのコミットメントとともに想起し、我々も、経済安全保障を確保し、我々の民主的価値への脅威に対抗する上で、我々の役割を果たすため、断固とした態度を取る。
16. 我々は、我々の開かれた経済システムの悪用、経済スパイ活動、制裁及び輸出管理の回避、その他の秘密情報収集を通じて、我々の最先端技術を獲得することを目的とする国家及び非国家主体の双方が主導する活動に直面している。また、海外直接投資及び情報通信技術（ICT）の供給等のそれ以外の場合は合法的な活動は、国家安全保障に影響を与える機微な資産又はデータへのアクセスを取得するために悪意ある主体により悪用され得る。我々のそれぞれの法的枠組に従って、我々は引き続き、不当に貿易及び投資を制限することなく、輸出管理措置を実施し、投資審査体制を洗練し、サプライチェーンを確保する。我々は、デュアルユース技術を保護するための我々のエコシステムに存在するギャップを埋め、海外投資に起因する国家安全保障へのリスクを軽減する我々の共同の取組を強化するため、国際的なパートナーと協働し、攻撃及び挑発を進めるための合法的な経済活動の悪用を防止する。我々は、我々のサプライチェーンを支える基幹インフラに対する混乱のリスクを特定し、軽減するための行動を取る。

V. 平和、治安及び我々の民主的価値に対する脅威への対処

17. 我々は引き続き、北朝鮮の人々の福祉よりも不法な大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を優先するとの選択によって引き起こされた、北朝鮮における人道状況を深く懸念する。我々は、関連する国連安全保障理事会決議の下での効果的な制裁の実施を確保し、制裁回避及びデジタル資産を窃取し、洗浄しようとするサイバー空間における試みを防止し、対処するとの我々のコミットメントを再確認する。我々は、北朝鮮に対し、人権を尊重し、拉致問題を即時に解決するよう強く求める。
18. 我々は、世界中の民主主義国家において意見の対立を招こうとする、外国国家又はその代理として行動する非国家主体による情報操作、誤情報、悪意ある情報及び偽情報の拡散、並びに国境を越えた抑圧を含むハイブリッド脅威及び外国からの干渉活動を一層懸念する。我々は、G7間の我々の同僚及びカウンターパートと共に、民主主義が全市民に保証する強さ及び恩恵並びに表現の自由を含む自由を増幅する。我々は、民主主義に対する外国からの脅威を特定し、対応する上でG7の連携を強化するため、G7即応メカニズムへの支持を再確認する。この観点から、我々は、ロシア及びその他が情報操作及び偽情報の拡散を広く使用していることを強く非難する。
19. 社会に対するこれらの多面的な脅威の腐食的な影響を認識しつつ、我々は、我々の情報及び技術を保護し、民主的価値を堅持する上で、社会全体でのアプローチを通じて強靱性を促進する。

VI. サイバー空間の安全の確保

20. G7広島首脳コミュニケを想起し、我々は、我々が共有する民主的価値に沿って、デジタル経済のガバナンスは引き続き更新されるべきであることを再確認する。これらには、公正性、説明責任、透明性、安全性、オンライン上のハラスメント、ヘイト、虐待からの保護、プライバシー、人権及び基本的自由の尊重、そして個人データの保護が含まれる。我々は、我々のデジタル・技術大臣と共に、開かれた、自由で、グローバルで、相互運用性があり、信頼性があり、そして安全なインターネットを促進する。同時に、安全に責任を負うG7の閣僚として、我々は、悪意ある主体に悪用された場合にサイバー空間が有し得る、危険のかつてない増大を懸念する。
21. 我々は、インターネットが様々な、児童の性的虐待製造物を含む違法コンテンツや、自家製の銃器や爆発物の組立て方に関するマニュアル等の違法かつ暴力的な行為を促進し、推奨し得る有害コンテンツを有することを引き続き意識する。我々は、現にある適切な枠組みが利用されることを確保するなどすることにより、サイバー空間の利用を通じて促進され得るテロ及び暴力的過激主義行為、児童の性的搾取及び虐待、詐欺、及び他の犯罪から我々の市民を守ることにコミットしている。我々はまた、適切な場合には、こうしたサイバー空間の違法及び有害なコンテンツを特定し、対応するため、ICT産業とのパートナーシップを活用する。我々は、違法及び有害なコンテンツに対する効果的な取組方針を確保するため、国内法令及び国際的な義務と統合的な形で政府及び民間部門の双方が協働する必要があることを認識

する。我々は、サイバー空間に関する犯罪防止に関してインターネット利用者及び市民社会に力を与える我々のアウトリーチ取組を強化する。我々は、EUインターネット・フォーラム及び他の関連する国際的なフォーラムやコミュニティのベストプラクティスに沿って、産業、政府及び学界間での官民パートナーシップを促進する。

22. 我々は、全ての国家及び非国家主体が、サイバー空間において責任ある行動をとることを奨励する。我々の外相を繰り返し、我々は、中国が、サイバー利用による知的財産窃盗を敢行し、又は支援することを控えることを含む、サイバー空間において責任ある形で行動するとのコミットメントを堅持することを促す。我々は、北朝鮮の悪意あるサイバー活動に対抗するための協力を強化する。我々は、ロシアのランサムウェア関係者等のサイバー犯罪者が余りに頻繁にさも不処罰であるかのように振る舞い得るセイフ・ヘイブンを撲滅するため、共同して国際的な行動を取る。我々は、サイバー空間における法の支配を促進し、人権に基づく国際枠組みの活用を通じてサイバー犯罪に対抗し、並びにパートナーとの情報共有を増加し、及びパートナーの活動における捜査協力を強化する上で、我々の役割を引き続き果たしていく。
23. 我々は、国際カウンターランサムウェア・イニシアティブ等のフォーラムを通じたものを含む、ランサムウェア、フィッシング及び他のサイバー犯罪の世界的な苦難に対峙するために必要な国際連携を、引き続き優先する。我々は、脅威を特定し、サイバー犯罪を捜査し、これらの罪を犯した者を法の裁きにかけるために必要となる重要な証拠を保全及び入手するため、我々の国家間での法執行及びその他の関連機関の協力を強化する。
24. 生成人工知能（AI）を含むサイバー空間における新興技術は、我々の職務及び社会に関して多くの機会をもたらす。我々は、我々の市民の安全・安心を確保するため、これらの新興技術の能力を引き続き活用しなければならないが、我々はまた、犯罪者、テロリスト及び暴力的過激主義者の活動を進展させるため、彼らによりこれらの技術が悪用され得ることも認識しなければならない。我々はまた、そうした技術は被害の規模を拡大し、法執行機関がこれらの犯罪を特定し、捜査し、また訴追することをより困難にし得ることを認識する。この増大した脅威に対処するため、我々は引き続き、不正活動に係る最新の手口情報を共有し、我々の法執行機関の能力を更新するなどすることにより、我々の個別及び集団の能力を活用し、悪用のリスクを評価し、最小化するために産業界と協力して作業し、情報の健全性を促進し、そして我々の市民の安全及びプライバシーを保護するために全利害関係者の権利と責任を均衡させる。我々は、我々の取組により新興技術開発が世界中の公共の利益を支えるものとなるよう導き得ることを念頭に置き、2023年10月30日付け広島AIプロセスに関するG7首脳声明及び2023年12月6日付けG7首脳声明を歓迎し、全てのAI関係者向け及び高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針、並びに高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範で求められた行動を優先する。

25. 強力な暗号化等のオンライン上のプライバシー及びセキュリティ保障措置は、オンライン上において我々の市民を保護する上で重要であり、抑圧的な国家においてジャーナリスト、人権擁護者、及び脆弱な立場にある人々を保護するため、重要な役割を果たす。しかし、公共の安全を考慮することなく、民主政府との協議が限定的か、あるいは全くないままに私的かつ安全な通信技術が急速に実装されることは、市民を保護する我々の能力に対し重大な課題を突き付けるものである。これまでの我々の連携を基礎とし、またG7による一連の声明を想起し、我々は、テロ及び暴力的過激主義や児童の性的搾取及び虐待を含む重大犯罪の捜査及び訴追に不可欠な通信内容に対する厳密に管理された合法的なアクセスを維持するために協働し、市民の安全を守るため、テクノロジー企業との協力の下これを実施する。この観点から、我々は、民間部門に対し、安全な通信技術に関して民主主義政府及び市民社会と関与する取組を強化し、これら技術を開発する際に、厳密に管理された合法的なアクセスを維持することを含め、設計段階で安全性が考慮されることを確保するように求める。このために、我々は、RLGに引き続き、この分野における個別のアプローチを議論し、ベストプラクティスを共有することを奨励する。

Ⅶ. 児童の性的搾取及び虐待

26. 我々は、あらゆる形態の児童の性的搾取及び虐待に取り組むための我々の強い集団でのコミットメントを確認する。オンライン及びオフラインの双方において、世界中の児童を守ることは、引き続き我々の最優先事項である。我々は、児童の性的搾取及び虐待の増加を懸念し、ソーシャルメディア・プラットフォームを含むインターネットが、児童を勧誘し、宣伝し、誘惑してグルーミングし、「セクストート」し、虐待し、そして搾取し、「ライブストリーミング」を通じたものを含む児童の性的搾取及び虐待が描写された画像及び動画を共有し、性的搾取のために児童を人身取引し、また、これらの犯罪を一般化して隠匿する多くの機会を加害者に引き続きもたらしめていることを認識する。我々は、インターネット上から既知の児童の性的搾取及び虐待に係るコンテンツを除去することに関する最近の国際連合の行動喚起を通じたものを含む、この問題に取り組むことを優先する進行中の国際的合意があることを嬉しく思う。
27. 我々は、児童の性的搾取及び虐待から児童の安全を確保するため、我々ができるあらゆることを行うことは、政府及び社会としての我々の個別及び集団的な責任であることを強調する。この観点から、我々は、G7及び我々のパートナーとの間で協力を強化することに引き続きコミットし、国際児童の性的搾取データベース等の共有データベースを積極的に促進し、これに入力し、我々の法令が許容するあらゆる手段を用いて引き続き加害者の責任を問う。
28. 我々は、我々各自の政策の方向性に情報を与え、これらの犯罪に関する意識を醸成することを助け、そして将来の変化をもたらす、適切な保護対応を構築する上で効果的な行動を支える被害者及びサバイバーの声及び視点が強い役割を果たすことを認識する。我々は、被害者、サバイバー、及び彼らが前に進むことを支援するために働く組織との関与を深化させることにコミットする。

29. 我々は、児童の性的搾取及び虐待から児童を守り、これと闘うため、世界的な行動及び基準とともに、社会全体の取組を要することを認識する。我々は、G7首脳と共に、自社のプラットフォーム上でこれらの犯罪を特定し、中止する取組を強化するよう民間部門に求める。我々は、世界中でオンライン上の児童の安全を確保する上で、彼らの役割を果たすため、テクノロジー企業を含む各関係者が、彼らを取り得るあらゆる手段を取ることの重要性を強調する。我々は、ICT産業に対し、情報共有、捜査、及びオンライン上の児童の性的虐待コンテンツの通報に関して、政府、特に法執行機関との協力を強化することを強く求める。我々は、産業界に対し、オンライン上の児童の性的搾取及び虐待に対抗する自主原則を支持し、透明性のある形で実施し、その進捗状況を報告することを含め、児童の性的搾取及び虐待に対する効果的で積極的な行動を取り、彼らが自社のサービス上でこれらの犯罪を意図せず促進しないことを確保し、重大な脅威に対抗し、児童への被害を防止するため、設計段階において安全が優先されることを求める。我々は、2021年児童の性的搾取及び虐待と闘うG7行動計画に対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、附属文書Iに示された、ICT産業、特にソーシャルメディア及び他の形態のオンライン通信企業、NGO及びより広い国際的なパートナーを含む市民社会と共に緊密に連携して、インターネット上の児童の性的虐待コンテンツの撲滅に向けた措置を引き続き促進する。

VIII. 国境を越える組織犯罪

30. 我々は、薬物取引、銃器取引、人身取引、移民の密入国、児童の性的搾取及び虐待、サイバー犯罪、ランサムウェアの脅威、環境に影響を及ぼす犯罪、腐敗、詐欺、知的財産の窃取、著作権侵害、財産犯及びマネー・ローンダリングを含む、あらゆる国際組織犯罪と闘う我々の共同取組を確認する。我々は更に、国際組織犯罪が急速に進化するにつれ、我々が、異なる犯罪類型と多角的に犯罪に関与しようとする違法な組織の傾向との関連性を一層理解する必要があることを認識する。
31. 我々は、様々な国際協力枠組み（例：国際刑事警察機構、欧州刑事警察機構、国連薬物・犯罪事務所）、その他の関連する国際的な専門家・組織（例：市民社会、学界）との継続した関与、また、情報及び利用可能なリソースを提供することに対する我々のコミットメントを確認する。我々は、法国際組織犯罪ネットワークによって用いられる進化する手口及び彼らが多角的に犯罪に関与することに適応し、対処するため、法執行機関職員が引き続き、職員間で情報を共有し、捜査し、そして特にICTに関する知識及び能力を構築する必要性を認識する。特に国境を越える組織的詐欺に関し、我々は、附属文書IIに沿って、我々の協力の強化を宣言する。
32. デジタル及び相互接続された経済において、犯罪収益が素早く、国境を越えて洗浄され得ることに鑑み、可能な限り早期の段階で犯罪収益を迅速に発見し、凍結又は押収することが極めて重要である。これは、国内外の関連当局、国際刑事警察機構のような国際組織及びその国際決済停止メカニズム、並びに金融及びテクノロジー部門を含む民間部門との間での緊密な連携によってのみ達成され得る。特に、犯罪

者がデジタル資産の匿名性につけ込んで、犯罪収益を洗浄するためにそれらを一層使用しているとの事実を認識し、我々は、国際的なマネー・ローンダリング防止メカニズムを通じた我々のコミットメントを再確認し、また、我々は引き続き、犯罪主体が我々の貴重な経済インフラを悪用することを防止するための法令を整備し、暗号資産交換業者による司法管轄裁定を防止する必要性を改めて表明する。我々は、「トラベル・ルール」を含む暗号資産に関する金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施を加速するためのFATFによるイニシアチブと、新たなリスクに関する作業を支持する。我々は、デジタル資産取引口座を凍結し、犯罪に使用され、又は、使用された疑いのあるデジタル資産取引口座（ユーザーアカウント）に関する情報の共有を含む、適切な場合には、正当な所有者への返還によるものを含むデジタル資産である犯罪収益の迅速な回復に係るメカニズムが存在することを確保するためのG7メンバー間での協力を強化するよう努める。

33. 我々は、腐敗及び腐敗行為に関する犯罪から得た犯罪収益の洗浄が公的資源を流出させ、しばしば組織犯罪を助長することを認識する。我々は、こうした行為をより一層防止し、また腐敗した当事者の責任を問うため、捜査、情報共有及び能力構築における協力を含む腐敗との闘いにおいて国際的なパートナーと協働する我々の意思を再確認する。
34. 我々はまた、合成薬物を含む違法薬物及び他の悪用又は乱用されやすい物質、並びに社会に対するそれらの負の影響によってもたらされる、重大な公衆衛生及び治安上の課題を認識する。我々は、これらの物質及び関連する前駆体化学物質の違法な製造と取引を対象とし、これらの活動に関与する犯罪者を追跡するとともに情報の共有を行い、違法なサプライチェーンを仕出し地、経由地、仕向け地において違法なサプライチェーンを分断する取組を強化すると同時に、薬物使用者の被害を最小限に抑えるため、薬物使用の防止、治療及び回復サービスに向けた取組を推進する。我々はまた、関係する司法管轄権と協力しし、薬物関連犯罪と、環境に影響を及ぼす犯罪の関連性、銃器取引やマネー・ローンダリング等の薬物取引の多角的な犯罪の側面に対処する。我々は、合成薬物の脅威に対するグローバル連合及びその他の多国間フォーラムを通じた各国及び国際機関との協力を強化する。
35. 我々は、痛ましい生命の損失に至り得る陸路、空路又は海路による非正規な移住の防止に引き続きコミットする。我々は、移民の密入国や人身取引、並びに移民及び庇護申請者の危険な移動を助長することにより最も脆弱な立場にある人々から利益を得ている組織犯罪ネットワークに対処する共同の取組に対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、人身取引及び移民の密入国に関わる者の犯罪及び搾取活動を可能にするサプライチェーンを分断するための更なる協力を含め、組織犯罪ネットワークのビジネス・モデルを破壊するための取組を強化する。
36. 我々は、保護対象となっている動植物等の野生生物、木材及び木材製品、有害廃棄物及び他の廃棄物、貴金属、宝石及び他の鉱物の違法な国境を越えた取引、違法採掘、違法伐採、並びに違法・無報告・無規制漁業に係る犯罪を含む環境に影響を及ぼす犯罪を効果的に防止し、対処する我々の国際及び越境協力を継続するとの我々

のコミットメントを再確認する。我々は、環境に影響を及ぼす犯罪に関する専門家ネットワークの第一回会合の本年開催に係るフランスのイニシアチブを歓迎する。

37. 我々は、国家間の法執行協力において国際刑事警察機構が果たす中心的な役割を支持するとともにその創立100周年を祝福し、全ての加盟国・地域により安全な世界をもたらすとの使命を承認する。我々は、国際刑事警察機構が、その世界的な権限の及ぶ各地で国際犯罪との戦いに焦点を当て続けるとともに、犯罪活動のあらゆる領域における国際的な側面の増大を考慮し、国際刑事警察機構の将来の指導者が、世界的なオペレーションを実施する機能を引き続き発展させることを確保するよう求める。我々は、我々が現在直面する共通の脅威に対処するため、同組織を引き続き支援することにコミットする。

附属文書Ⅰ：テクノロジー企業に対するオンライン上の児童の性的搾取及び虐待と闘うためのG7行動呼び掛け

附属文書Ⅱ：国境を越える組織的詐欺との闘いにおける協力強化に関するG7宣言